

## 全員協議会次第

平成 2 9 年 7 月 1 1 日  
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 ( 9 : 3 0 )  
齊藤事務局長

2. 挨拶  
抜井議長

3. 協議事項  
1) 平成 2 8 年度デマンド交通試行運転成果分析の報告及びライフバスの再編状況について  
2) 第 2 保育所民営化について

4. 報告事項  
1) 総務常任委員会  
2) 議会運営委員会  
3) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 ( 1 2 : 0 5 )  
井田副議長

平成29年7月11日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	岩城桂子
議員	安澤豊	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	細谷三男
議員	菊地浩二	議員	内藤美佐子
議員	山口正史		
議長	抜井尚男	副議長	井田和宏

欠席議員

なし

説明者

政推副 進室 策室長	島田高志	政推政担 進策推主 策室進幹	富田篤
政推政担 進策推主 策室進主	江田直也	政推政担 進策推主 策室進主	宮腰孝信
こども 支援課長	山崎俊江	こども 支援課 も課長	郡司道行
こども 支援課 保育主 も課長 進策推主	平野健太郎		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局記 事書	山田亜矢子
------	------	------------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、定例の全員協議会ということで、早朝より議員の皆様方にはお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

先週は、私も4日間、視察研修ということで留守をしました。やはり、外へ勉強しに行くということは非常に重要なことであって、大変有意義な研修ができましたので、折を見て皆さんにいろいろとお話をさせていただければというふうに思っております。

きょうも幾つか案件が上がっております。また、きょうは若干いいみたいですが、非常に暑い日が続いております。どうか、議員各位におかれましては、ご自愛いただきながらご活躍をいただければと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日もよろしく申し上げます。

以上です。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしく申し上げます。

---

◎平成28年度デマンド交通試行運転成果分析の報告及びライフバスの再編状況について

○議長（抜井尚男君） それでは、早速協議に入りたいと思います。

まず、1番、平成28年度デマンド交通試行運転成果分析の報告及びライフバスの再編状況についてでございますが、こちらは島田副室長からでいいのですか。お願いします。

○政策推進室副室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。政策推進室副室長の島田でございます。よろしく申し上げます。

本日は、デマンド交通試行運転の成果分析報告及びライフバスの再編状況についてということでご報告させていただきますと思います。本日、室長のほうに不在につきまして、私のほうで説明させていただきます。出席者は、主幹の富田と、あと公共交通担当の江田と宮腰です。よろしく申し上げます。では、着座にて失礼いたします。

三芳町デマンド交通試行運転の成果分析についてですけれども、平成28年度の運行状況とともに、平成26年度から平成28年度までのまとめにつきましてもあわせてご報告させていただきます。お手元でございます冊子のほうをごらんください。こちらになります。内容のほうが多くなっているために、部分的に説明させていただければというふうに思っております。

それでは、1ページのほうをごらんください。最初に、成果分析の目的でございますけれども、町内のデマンド交通の需要、町民の移動状況等を把握し、その効果を検証することで、デマンド交通だけではなく、コミュニティバスの導入の可能性、ライフバスの再編、町の公共交通施策の進展にもつなげていくことを目的にしております。

続いて、2ページに行きます。運行内容でございます。平成28年度の運行内容ですけれども、昨年と変更はございませんけれども、期間のほうは1年間丸々、通して実施させていただいたということになります。

続きまして、3ページのほうをごらんください。3の運行の検証についてですが、登録者の整理といたしまして、登録者の人数、平成28年度では5,199人でございます。こちらは、平成27年度の4,734人から1割増という形になっております。

めくっていただきまして、4ページのほうをごらんください。利用者の整理でございますけれども、平成28年度に利用した人数は804人でございます。地域ごとの利用者の割合は、登録者と同様となっております。三芳町の人口構成比とほぼ同じ、藤久保地区が6割近くを占めております。また、登録者、利用者とも70歳代が最も多く、高齢者層の利用が全体の6割を超えているという状況でございました。

続きまして、6ページのほうをごらんください。曜日ごとの予約件数と乗車人数でございます。下段の合計のところを見ていただければと思いますけれども、運行期間の予約件数は7,651件、全乗車人数は9,746人 でございました。曜日ごとの利用差ですけれども、火曜日と金曜日のほうがほかの曜日と比べて若干多くなっているという形になります。

続きまして、9ページのほうをごらんください。中ほどでございますけれども、予約の成立率でございます。昨年度と大きく変わらず、高い数値で89.8%となっております。現在の需要に対して、運行台数2台というのが十分であったということがうかがえます。

続きまして、ちょっとページが飛びますけれども、18ページをごらんください。18ページの図は、多くの方が利用された組み合わせでございます。ユニークというのは、延べ人数ではなく、実人数の数字を出したものでございます。青色のところは鶴瀬駅、赤色のところがみずほ台駅となっております。多くの方が利用している共通乗降場は駅ということになります。次いで、病院、公共施設、商業施設となっております。この4施設が町民の主な移動先という形になっております。

続きまして、23ページ、こちらのほうをごらんください。こちらの図は、多くの方が利用した共通乗降場になっております。先ほどの図と同様、鶴瀬駅、みずほ台駅、またイムスや三芳野病院、それから公共施設、商業施設などの利用が多くなっていました。

続いては、25ページのほうをごらんください。こちらは、公共交通に関する町民アンケートでございます。町内の20歳以上の男女に対して実施をさせていただいたものでございます。こちらでも幾つかご紹介させていただきますと、28ページのほうに飛んでいただいて、下段のほうをごらんください。9の町内の移動に不便を感じているかという問いに対しましては、約5割弱の方が移動に不便を感じていない、約3割の方が移動に不便を感じているという回答を得ております。地域や年齢ごとに細分化いたしますと、次のページになりますけれども、地域ごとでは上富や北永井に不便を感じている方が多く、年齢ごとでは40代と80代が不便に感じているほうが不便に感じていないほうを上回る結果になっております。

なぜ町内の移動に不便を感じているかの理由になりますが、29ページのほうの下段の問い10のほうをごら

んください。こちらは、問い9で不便に感じていると回答された方に不便を感じる理由を聞いたものです。その理由としましては、町内のバス路線の使い勝手がよくないことや、自宅から鉄道駅までが遠いことが主な理由となっております。

続きまして、また飛びますけれども、41ページのほうへ進んでください。質問15の町内の公共交通の満足度についてでございます。どちらかという満足していない、やや不満、不満を合わせると7割を超えております。

続きまして、45ページのほうにお進みください。(2)番の運行状況の確認でございます。運行状況の確認に当たりましては、事業者に対してヒアリングを実施したところ、3年目でございますので、オペレーション、運行等に、全体として円滑に運行を行うことができているという回答でございました。

続いて、(3)番、運行体制の確認でございます。運行体制につきましては、運転手9名がローテーションで乗車をし、オペレーションはタクシー無線と兼用で10名が行ってございました。

続きまして、(4)、運行における安全面の確認でございます。運行では、通常、タクシー以上に速度を落とすなどして安全運転のほうを心がけておりましたが、1件の事故のほうが発生しまして、事故の詳細につきましては、交差点内での接触事故がございました。幸いに双方にけがはなく、またデマンド交通のほうの過失はゼロでございました。

続きまして、(5)番、次のページに移ります。運行における経営面の確認でございます。ヒアリングしたところ、委託額につきましては、安全運行するのに必要かつ十分なものであったということでございました。デマンド交通を運行することにより、また本業のタクシー業への影響も特にないというお話をいただいております。

続いて、(6)番、費用対効果でございます。こちらに関しては、47ページのほうをごらんいただきたいと思っております。過年度との比較をしながら見ていただきたいと思っております。また、経費につきましては、1人を運ぶための費用というのが中ほどでございます。平成26年度は、1人運ぶのに5,120円、27年度につきましては1,640円、平成28年度については約1,200円というようになっておりまして、収支率のほうは17.7%でございました。

また、ライフバスの補助金と比較いたしますと、デマンド交通が1人で運ぶための費用が1,200円に對しまして、ライフバスは輸送力が大きいことから、約160円というような大きな差がございました。

続きまして、48ページのほうをごらんください。(7)番、他の公共交通との連携、競合等、町全体への波及効果についてでございます。ほかの公共交通機関との連携については、デマンド交通の利用傾向といたしまして、自宅付近の乗降場から目的地に行き、目的地からはデマンド交通以外の手段で帰宅している傾向が見られました。このことから、既存バスが運行していない時間にデマンド交通で外出して、帰りはバスやタクシーを利用するといった、ほかの公共交通との連携、補完が多少あるものと考えたところでございます。

また、ほかの公共交通との競合等につきましては、運行事業者に今回のデマンド交通運行がバス事業やタクシー事業に影響を与えているかどうかということについてヒアリングをいたしましたところ、タクシー車両2台による運行では輸送人数に限りがあるため、影響が少なかったものとの回答を得ております。

続きまして、(8)、まちづくりへの貢献に関することでございます。運行事業者へのヒアリングから、子供の習い事など、これまでのタクシーで利用されなかった移動がデマンド交通で行われていることがわかり

ました。それと同時に、日常的に利用する方の多くはもともとタクシーを利用していた方で、移動の手段がタクシーからデマンド交通にか変わったというだけのことであるということがわかりました。

続きまして、49ページにお進みください。4番、運行の検証となりますけれども、こちらは平成26年から平成28年度まで3カ年分をまとめたものでございます。また、利用の整理ですが、3年間でデマンド交通を利用したことがある方は1,215人で、登録した方のうち利用された方は23%でございました。

続いて、51ページの中段のほうの乗車回数ごとの人数です。3カ年の運行期間中に30回以上利用した方の割合は9.4%、10回以上利用された方が27%で、約5割、半数の方は乗車回数が3回まででございました。

続きまして、54ページのほうにお進みください。予約の成立率ですが、3カ年を通しての成立率は90.8%でございました。運行期間中の需要に対して、2台の車両台数で対応できていたというふうに考えております。

続きまして、ページが飛びまして、今度は56ページです。多くの利用された予約の組み合わせですが、先ほども出ておりましたが、平成28年度で説明したことと同様で、駅、病院、役場、公共施設を組み合わせたものが増えております。59ページのほうに進みますと、多くの利用された共通乗降場につきましても同様の傾向というふうになっております。

続きまして、61ページをごらんください。5のまとめでございます。3カ年にわたりデマンド交通の試行運転を行うことで、町民の移動状況の把握やどの地域で多く利用されているかなど把握できましたが、同時にデマンド交通の課題も見えてまいりました。

まず、①です。デマンド交通を日常の移動手段として利用している方はごく少数に限られているということです。日常的に利用するという線引きを10回以上というふうにした場合、町全体の1%未満の利用割合というふうになります。

2、利用させている地域が限定的であることです。導入当初では、駅から離れている北永井や上富などの地域で特に多く使われるものと考えておりましたけれども、利用者数は地域別の人口構成比と大きな差はございませんでした。

3番です。デマンド交通によって町民全体の公共交通に対する満足度は上がらなかった。61ページの下の方のとおり、平成27年度では、満足している、やや満足しているの割合が合わせて17.8%でしたが、平成28年度の13.4%と、満足している割合が、少しですけれども、減少しました。これについては、デマンド交通の利用者が少数なこと、町民の公共交通に対する不満の原因であるバスについて改善がなかったためというふうに考えております。

続いて、次のページ、4番にお進みください。1人を運ぶための費用が高い。28年度は、利用も昨年よりも若干ふえ、タクシー車両2台で運行できる最大の人数が乗車したと考えられますが、それでも1人運ぶために1,200円かかりました。また、年間の輸送人数についてもバスなどと大きな開きがございました。

5番です。タクシーの代替となっている。三芳町のデマンド交通は、タクシー車両を用いて予約に応じ、共通乗降場と共通乗降場を結ぶものです。予約状況によっては利用者同士の乗り合いが発生するようなシステムでしたが、デマンド交通の特徴である乗り合いはほとんど発生せず、利用者1人を乗せたタクシー状態でございました。また、デマンド交通を日常的に利用する方の多くは、デマンド交通以前にはタクシーを利用していましたが、料金が安く、類似サービスを提供するデマンド交通に移行していることがアンケートや

運行事業者へのヒアリングからわかりました。

3年間、デマンド交通を試行運転することで、町民の移動需要や課題がわかりました。これらの課題を踏まえて、デマンド交通は昨年度で終了しましたが、この3年間で得られた成果を生かし、ライフバスの再編や高齢者や交通弱者の移動対策については引き続き検討していきます。

デマンド交通試行運転の成果分析結果は以上でございます。ご説明させていただいたところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ライフバスの再編状況についてを担当の江田のほうから説明申し上げます。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 引き続きまして、江田です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明をさせていただきたいと思っております。

平成29年3月17日の全員協議会のときに説明いたしましたライフバスの再編の路線案に関しまして、今回、若干の変更が生じたものですので、その変更理由とともに変更内容等をお伝えできればと思ひまして、お時間をいただいているところでございます。

本日、本日といいますか、事前にお配りいたしました、右端に平成29年7月11日、全員協議会資料と書かれている、こちら、地図の資料のほうをごらんになっていただきたいと思います。今回変更になった点というのは、役場経由の路線、こちらの地図でいきますと、黄色い路線に関しまして変更いたしました。以前は、淑徳大学の、大崎電気さんのある、あの信号のところ、みずほ台駅から来た場合、大崎電気さんの信号を左折して、淑徳大学の前を通って、役場を経由して浄水場のほうに抜けていくという、3月14日にお示しさせていただいた路線図では、そのような形でお示しさせていただいていたのですけれども、現在町のほうで考えている路線といたしまして、本日お配りさせていただきました、浄水場入り口のところからこのように、一度役場に入って、そしてまた戻ってくると、現在の7番線の路線のような形での経路を考えているところでございます。

そこに至った理由といたしましては、やはり、前回ですと、複数路線があって、若干路線がわかりづらいという部分もございまして、初めて使う方々からすると、このバスに乗ったときに確実にどこに着くのかというのが路線によってわかりづらいというところもあったものですので、その整理のためにこういった形にしたのと同時に、またこちらの淑徳大学さんの通りを通ることによって、国道254号線、多く住宅が張りついている、存在している地域のバス停の空白時間帯、通らない時間帯がありますと、やはりその時間帯、バスが来ないという形にもなりますので、町のほうとしましては、運行事業者のほうと協議の上、現在このような形を前提に話を進めているというところでございます。

以上が、本日、ライフバスの再編状況ということでお伝えしたいことでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。ご説明は以上でいいですか。

以上が担当の政策推進室からの28年度のデマンド交通試行運転結果分析並びにライフバスの再編状況についての説明でございます。議員の皆様から何かご質問等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

後半の地図のほうなのですが、おっしゃるように、前にいただいた3月17日のときは、緑ヶ丘住宅

のところを、本数は少ないのですけれども、通過を、運行するということになっていました。それが今の理由で、空白時間帯ができるのでということなのですけれども、実際には1日何本でもありませんので、空白時間帯ができることはできるのですけれども、前にも住宅のほうというか、要望はありましたね、ここを通してほしいという。そういった要望を加味しながら、やっぱり前の説明のほうに行くべきではないかというふうには捉えているのですけれども、その辺についてもう少し、例えば停留所を設けるということは別に、全然問題なかったわけですよ。その辺についての説明をもう少し詳しく。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） こちらは、この路線を変更した理由につきましては先ほど述べさせていただいたとおりでございます。実際、緑ヶ丘住宅ですとか、あの付近の住宅の方々、若干ご不便をおかけする部分はあろうかとは思っているのですけれども、現在、こちらのほうにはお示しはしてなくて、現在調整中ではあるのですけれども、バス停を、一応まだ予定ですけれども、大崎電気さん前ですとか、あと日本シイエムケイさんの歩道橋ですか、あのあたりにつける予定ですので、そちらの住宅の方々にしましては、そちらをご利用いただいて、よりこの路線が利便性をよくして、やはり空白時間帯等がありますと、それによって悪循環といいますか、やっぱり来ないのであれば使わないわという形で、利用者離れみたいな形が起らないように、このような形の変更を提案させていただいたところでございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際は、ただ、川越街道を池袋方面へ向かって走るようになりましたので、そちらはそちらで通って、それ以外にも、淑徳大学の前の道を通るという2本立てでしたよね。この淑徳大学の黄色の線がなくなったから、では川越街道のほう、本数をふやすのかといったら、そうではないですよ。その辺について説明を。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 先ほど、ちょっとこちらは確認なのですが、一応、川越街道の路線については、役場経路分が、今まで淑徳を通っていた黄色の線が赤を通ることになりますので、赤のほうの路線の運行本数は3月でお伝えしたよりはふえます。黄色を通らなくなりますので、赤を通りますので、ふえる形になります。

また、先ほどちょっとバス停の件もあったのですけれども、改めて、ちょっと、バス停の設置に関しまして、淑徳大学さんの前の通り、あそこを一応、どのあたりがいいだろうかということで町のほうでも調査をさせていただきました。そうしましたら、やはり、なかなか道路幅も狭い部分もありますし、また交通量が非常に多かったりして、なかなか、住宅地の近くにバス停を設けようとする、非常にカーブに近いところ、あのあたりのところを見ていただくとわかるかと思うのですけれども、カーブに近いところだと危ないと。そうなりますと、住宅からまた離れたところにバス停をつくる、そうするとなかなか使いづらいというようなところもあって、町としましては、さまざまな観点から、先ほど言った2点が理由としては大きいのですけれども、このような形に変更させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先日のまちづくり懇話会の中で、住民の方からの意見でもありましたけれども、7号線が変更されることによってふじみ野駅に行く路線がなくなるということで、その点で住民の皆さんから困るという声がありましたけれども、それに対して、住民の方々には理解いただくという、そういう返答だったと思うのですが、やはりそこら辺は検討の余地がないということでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 7番線の変更につきましては、さきのまちづくり懇話会等でもさまざまなご意見、おおむね、今回、路線案に好意的な区もあれば、なかなか、ちょっと難しい、いろいろなご意見をいただいたというところで認識はしておりますけれども、その場にもご説明をさせていただきましたとおり、駅への移動手段ということにつきましては、7番線の部分については1番線と重複しているところがございます。町のほうとしましても、乗降者数調査という形で、1番線と7番線、1日乗り込んで、多く使われるバス停がどこなのかということをしかりと把握して、そちらについては、結論からいいますと、おおむね、1番線のバス停、例えば宮本バス停ですとか北永井集会所バス停等、多く使われるバス停になるのですけれども、こちら、1番と7番、重複しておりますけれども、そちらについては同様に1番線においてもバス停としてありますので、東武東上線の駅に行くという、本名議員さんの言われたふじみ野駅に行くという、ちょっと要望はなかなか難しい部分ではあるのですけれども、駅に行くという要望に関しては需要を満たせるのではないかと。そして、今回の路線を引くことによって、町全体の公共交通で見たときに、今までバスが走っていない地域、区でいいますと藤久保3区さん、6区さん等々の都市計画道路の近くの住宅等にも、町全体で考えたときに、公共交通の網を広く広げられるという利便性からこの話を進めているところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これまでのデマンド交通の成果を踏まえまして、先ほどご説明いただいたように、利用度という考えから、路線バスを藤久保地域に、川越街道のほうを通るようにしたというのは、それはそれで理解できるのですけれども、ただ、先ほどの成果分析の説明の中におきまして、上富、北永井において不便を感じていると答えた人が多かったということですので、やはり、利用者の多い藤久保地域に路線を変更したのと同時に、考え方としては、やはり交通弱者に対してどう対応するかという、そういうセットの考え方が必要だと思うのですけれども、それは今後検討していくと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 今のご指摘につきましては、以前より各議員さんのほうからもご意見いただいているところでございまして、町といたしましては、中長期的な視点といたしまして、もちろんのことながら、バス路線の整備だけで公共交通、全ての方々が救われるということはないという側面はあると理解はしております。

町といたしましては、もちろんこのような方々への支援策についても、町の財政状況等もございますので、ただ、他の自治体等でも行っている施策などもしっかりと研究しながら、中長期的な視点で今の交通弱者、特にバス停まで行けないとか、なかなか、移動に困難を来している方々への施策というのを考えていければ

と、検討中というところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと確認なのですが、この新しい路線で、今までみずほ台の駅から役場を通って鶴瀬に行った路線が  
ございますよね。これは廃止ということよろしいのですよね。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えします。

5番線はそのまま継続という形になります。ですので、みずほ台から役場には行けるという話です。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 済みません、5番線がどこなのだから、よくわからないのですけれども。そうすると、  
今の話だと、みずほ台から役場まで行って、そこで折り返すと。今、現状は、役場へ行ってからそのまま鶴  
瀬もあるはずですよ。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 私の説明がちょっと足らなかった部分、申しわけございま  
せん。

これは、役場を経由してみずほ台から発車した場合、こちら、黄色の路線で役場を経由して、そのまま鶴  
瀬駅に向かうというような形になっております。ですので、今山口議員ご指摘があったとおり、役場でUタ  
ーンをして、またみずほ台に戻るというものではございませんで、みずほ台を出て、役場を経由して鶴瀬に  
着、逆に鶴瀬から発をして、役場を経由してみずほ台に行くという路線でございます。済みません、説明の  
ほうが不足しておりまして申しわけございませんでした。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 大分前なのですが、これに似た形をとっていたのですが、いろいろ要望があって、  
いわゆる高齢者の施設があるほうに回して、あのとき、百何十万かかかったはずですが、路線を変えたので  
す。そっちの路線は、ですから、廃止になるということですね、その道もなくなるというわけではないので  
すか。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） 桜荘のほうを通る路線という形ですよ。そちらのほうは継続して行  
っていきます。それは、みずほ台から役場に入って、また運動公園のほうに戻って、桜荘のほう……。

○議長（抜井尚男君） 暫時休憩します。

（午前10時03分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開します。

（午前10時03分）

---

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 済みません。

今、山口議員が言われた路線というのが、6番線という路線になるのですけれども、6番線については引き続き変わらず運行いたします。ですので、答えとしましては、桜荘前、かしの木ケアセンター前の路線は変わらず運行するというような形になります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうすると、ちょっと私も混乱しているのですが、この赤い、今回の路線、一部、スクールゾーン的时候は緑になりますが、これは全く新設の路線で、既存の路線は、先ほど言った、そうはいつでも、ふじみ野駅に行く路線はなくなるわけですね。ですから、何となく全体の、どこが廃止になって、既存の路線がどこが活着しているかと、これを見るとわからないのです。ちょっとそこを詳しくお願いします。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 私のほうも説明が拙くて申しわけなかったのですが、全体でいきますと、今現在、三芳町につきましては5路線、1番線、4番線、5番線、6番線、7番線という5路線が走っております。

そのうち、まず1番線というのは、北永井循環といいまして、鶴瀬を発車して北永井を循環する路線でございます。

続きまして、4番線というのは、こちらも鶴瀬を起点にして、上富を循環して戻ってくる路線でございます。

5番線というのが、先ほどちょっとお話があった、みずほ台と鶴瀬を結ぶ、みずほ台を出発して、主に上富のほうを回って鶴瀬に抜ける路線でございます。

6番線というのが、鶴瀬とふじみ野を結んでいる路線でございます。こちらは、6番線は、鶴瀬を発車して、上富を経由してふじみ野に向かう。

今回、路線を休止といいますか、廃止して、新たな路線に振りかえようとしているのが7番線でございます。こちらについては、鶴瀬駅を発車してふじみ野に向かうのですけれども、こちらは6番線とは違わしまして、北永井を経由して鶴瀬に向かうという路線でございます。ほぼほぼ、3月のちょっと全員協議会的时候にもご説明をさせていただいたのですけれども、1番線と7番線については、路線の競合といいますか、重複をしているところがございまして、その重複から、町のほうといたしましては、その部分を、町全体の公共交通を考えまして、現在走っていない藤久保地域ですとか等々にバスを引ければというところで、こういった案をご提示させていただいたところです。今回ご説明させていただいたのは、その案の一部の変更という形でございます。役場への経路方法について変更が生じたものですので、今回、この場をかりてご説明をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、今現在、町が2,400万、年間補助を出していますね。これに関しては、以前あった路線から2本、2路線追加して、その赤字ということで2,400万補助していると。今回のその2路線と、1つは大体わかるのですが、今回に関して、この変更というか、案に関して、その2路線分の2,400万の補助はそのまま残ると、今回に関しては、一切補助は、追加はないという解釈でいいのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 現在、主に赤字補填といえますか、補助を出しているのが6番線と7番線でございます。今回、7番線を変更いたしますので、2,400万の枠組みの中で再編をします。ですので、2,400万という枠組みは変わらないような形で協議を進めているところでございまして、ただ、しかしながら、先ほど桜荘の事例が出ましたけれども、その当初、若干のイニシャルコスト、バス停をつくるですとか、例えばバスの音声案内ですとか、バス停の表示を変えるですとか、そういったもろもろが生じてまいりますので、それらのイニシャルコストについては、別途、新たに町のほうで、いつときにはなろうかと思うのですが、イニシャルコストを負担するような形になるかと思えます。それについても、現在運行事業者様のほうと鋭意協議を進めているというようなところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 当然、イニシャルコストはかかってくるだろうと、これは町からの要望ということで。

それで、問題は、補助対象の7番線、それが今回こういう形で変わってくると、場合によっては乗降者数がふえると思うのです。ちょっと、最近、三芳町のライフバスの収支というか、路線ごとの収支も出してもらえていないので、お願いしたら、だめだと断られたのですが、前。私が前室長に断られて、どうなっているか、実態が全然見えないのですけれども、場合によってはこれである程度乗降者数がふえたとしたら、その2,400万のうちの全部ではないと思うのですけれども、その見直しは当然生じてくると思っていいのですよね。そのときの基準となる数字が、何だかはっきり言って今よくわからないのです。6番、7番で赤字ですよというのを、もう大分、5年以上前からの数字は私は持っているのですけれども、それ以後持っていないので、どういう変遷をしているのかわからないのですが、その2,400万というのは2路線に関しての赤字ということで、赤字分の補填ではないですから、赤字になった場合に補填すると、たしかそういう表現になっていたと思うのです。その場合に、例えばこの路線が黒字に変換したとしたら、その場合はどうなるのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） その点につきましては、今、6番線、7番線の補助をしていると言ったのですけれども、ライフバスとの協議といえますか、補助の中で、若干、例えば現況であれば、1番線と7番線が路線がかぶっているという部分もございまして。そういったところも加味した上で補助をしているというようなところなんです。主には6番線、7番線の赤字補填なのですけれども、補助をした当初に、1番線のお客様を取り合ってしまったというのか、ですので、ライフバスからすると1番線の収益が下がってしまったというようなお話もありまして、その部分についても一部補填をしているようなところもございまして。ですので、先ほどのちょっと質問に答える形になりますと、例えば新たな路線が7番線、新

7番線といいますか、8番線、その新しい路線が黒字になったからといって、必ずしもその部分で補助額が確実に下がりますよというところについては、現在言明ができないようなところでございまして、それは現在協議等を進めておりまして、その重複部分、今回新たな路線になってもやはり重複部分等は生じますので、その辺をどう調整するかというところは引き続き協議を重ねているところではございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 通してみないとわからないと、それもわかるのですが。

もう一つ問題なのは、ライフバスさんとの、あれは覚書だったか、協定だったか忘れちゃったけれども、あれって全く見直し条項は入っていないのですよね。未来永劫になっていて、継続でもない。そんな中で、補助金の変更ってそんな契約の中でできるのかなと不思議なのですが。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 協定書の見直しにつきましては、今回のこういった形で路線の変更もございます。大幅な変更もございますので、引き続きライフバスと協定書のあり方ですとかその内容等について、今議員さんご指摘のとおり部分もあろうかと思っておりますので、そういったところも含めて全体の中で引き続き協議をしているところではございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず伺いたいのですが、28年度末でデマンド交通が終わりました。成果分析ということでその報告はいただいたのですが、やめたことに対して町はどのような認識があるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） それは、済みません、ちょっと質問の内容を確認させていただきたいのですが、どのようにというのは、それは住民の方から何かお声をいただいていますかとか、そういう質問に換言しても構わない、そういった趣旨でございましょうか。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに、これだけの利用者がいる中で事業をやめたということに対して、住民からどうこうあったではなくて、町がどう考えているかです。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 町のほうといたしましては、既にデマンド交通終了に至る経緯等において全員協議会等でもご説明しましたとおり、デマンド交通に関しましては、課題のほうを整理させていただきまして、その対策といいますか、その結論といたしまして、28年度末でデマンド交通を終了するという結論に至ったところではございます。

○議長（抜井尚男君） 結論に至った経緯を説明してくれと言っているのではなくて、やめたことに関してどう考えているかという質問をしているのです。

暫時休憩します。

(午前10時14分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開します。

(午前10時15分)

---

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えします。

まちづくり懇話会においてもデマンドについての意見はいただいているところでございますけれども、今の町の財政を考えますと、あれもこれもできないというところで、うちとしても苦渋の判断でデマンドのほうはやめさせていただいて、多くの方が望むバスのほうに移行させていただいたというのがうちの考え方でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

余り答えになっていないのですが、であれば、本来はちゃんとした、空白期間なしでスイッチできればいいのかなと思うのですが、それができていないですね。にもかかわらず、やめることを先行したということ自体がどうなのかということです。新しい路線バスの再編等も、計画はあっても、実際はできるかどうかまだわからない、やってみないとわからないですし、今回も試行するという形で、我々はもっと長い期間の試行だと思っていましたけれども、突然廃止ということになりました。そういうことに対して、町に対する信頼感というのもあるかと思うのです。路線バスを再編したからといって、これがずっと続くのかどうか、新しくコミュニティバスも検討するといっても、それも続くかどうかわからないのですけれども、それに対して、町がやったことに対して、例えば今、利用者が少ないから、偏っているからというのが理由になっていると思います。先ほど、大学のそばでも住宅地から離れてしまうと利用者が少ないのではないかとか、あと再編によって使えない人が出るけれども、新しく使える人、多くの人が使えるだろうというご意見があったと思うのです。理由になったと思うのです。そうなる、では少数意見って見てもらえないのでしょうかとなってしまうのです。必ずしも効率性とか、そういったことばかりを、目先を考えて事業を行っているのでは、ちょっと違うのではないかなと思うのです。

実際、僕自身が考えたのは、28年度末でやめなければいけない理由ってそんなにないと思うのです。本来は、町長もいろんな場で言っていますけれども、できれば空白期間なしで新しい路線バスの再編ができればよかったということは言っておりますけれども、それをやらなかったという結論を出しているわけです。だから、それに対して町はどう責任をとっていくのか、今後に対して、それは明確になっていないと思う。新しいのを考えるのは構わない、いいのですけれども、まずそっちをちゃんとやらないといけないのではないかなと思うのです。やめたことに対して、町がどう考えているのかというのをもっと明確にさせていただきたいと思うのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えします。

答えになっているかどうかわからないのですが、デマンドをやめたことで町民の方々に大変ご迷惑をかけていたとは思いますが、新しい、ニーズの高いバスのほうを、よりよい運行路線をつくることでその辺はお応えしたいということと、あと、まち懇のほうでも言いましたけれども、新たな支援策のほうも順次考えておりますので、バスのほうの再編で救えない方はそちらのほうで支援のほうを差し伸べていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、ちょっとこの中身で知りたいのですが、62ページ、タクシーの代替となっているところで説明があったと思います。デマンド交通を日常的に利用する方の多くは、タクシーを利用していただけれども、料金が安くて似たサービスであるデマンドに移ったというところでまとめられているのですが、その前の48ページでは、事業者に対しては、タクシー業者も影響はないと言っているのです。このまとめが導き出される理由というか、根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） こちら、62ページの中にありますタクシーの代替となっているということに関しましては、乗り合いが少ないことによって、実際、タクシーのような使われ方をしていると、結果として。実際、公共交通機関、バス、タクシー等々、いろいろございますけれども、それらのバランスの中で、デマンドがあれば全ていいというわけではないと思います。さまざまな町内に公共交通機関があれば、いろんな移動手段に対応できるわけですので、そういったこともありますので、ですので、デマンド交通が、本来、デマンド交通のよさとしては、乗り合いをして効率的に人を運ぶと、少数の移動需要を拾っていくというような目的でスタートをしたところですので、実際上、結果として見てみると、他の民間のタクシー事業と同じようなことをやっちゃっているところを、こちら、62ページで示したところでございまして、こちらの48ページについては、そういった形で、他のタクシー……。少なかったというところで、町としては、ですから、先ほど、前段の部分になるのですが、バスがあって、タクシーがあって、デマンド交通があつてとか、さまざまな公共交通手段が町内にあることが重要であるというところで考えておまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、デマンド交通が全くタクシーと同じような機能を担ってしまっていたというところで課題があるという整理をさせていただいて、62ページ目に示させていただいているところでございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

であれば、本来、タクシーを利用していた人がデマンドに移ったことによって、既存のタクシー事業者にとっては影響があるはずなのです。影響がないということであれば、それはちょっと矛盾しているかと思うのですが、説明してもらっていいですか。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） デマンドのほうは、基本的には2台体制で行っておりますので、基本的にはタクシーの営業利益を食うような形にはならないというふうな判断をタクシー業者のほうではしてい

るのかなというふうに考えて、ヒアリングを行ったところです。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに、全く影響がないというのであればそのとおりなのですが、言っていることがちょっと、全然理解できないのです。要するに、新たな需要を掘り起こしたということはないというふうに町は考えているということなのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 先ほども言いましたとおり、サービス内容がタクシーとデマンドが違うわけですから、町がやって、デマンドというのは、理想としては、当初、乗り合いがあって、それを効率的に運行していくという目的があった中で、それが実質はタクシーのようになってしまって、そこは競合するとか、そういうことの話をしているのではなくて、町が当初考えていたプランといたしましては、タクシーと同じになってしまうということで、やっぱり民業圧迫、先ほども言ったとおり、競合しても影響はなかったという話はあるかとは思いますが、町として想定した制度といたしましては、乗り合いデマンド交通、既にご承知のとおり、乗り合いというのが非常に重要なファクターになってくるかと思うのですが、そちらのほうの実現ができなかったと、実質的にはタクシーと同じであると。タクシーと同じであれば、既存のタクシーの制度があるわけです。皆さん、タクシー事業者さんのほうは営業していて、タクシーがあるわけですから、そちらのサービスがあるわけです。ですので……

〔「全然答えになっていないよ」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） そうですか。

という理解の、整理の仕方でもここに示させていただいて、それはこちら、理由としては、理由の一つでございまして、これが全てというわけではないです。もちろん、今言ったとおり、ちょっと理論矛盾があるのではないと思われる方もいらっしゃるかと思いますけれども、うちのほうとしては、今言ったような整理の中で、当初制度設計した中と違っている、実際には民間の事業者がサービスを提供しているタクシーと同じになってしまっているというのが課題ではないかというような形の整理をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） では、もうこれ以上してもしようがないと思うので。

あと、乗り合いについては、制度設計上の、これは致命的なミスというか、欠陥だと思います。僕も1回、乗り合いしましたけれども、あの車内の中で見知らぬ人と2人で黙って座っているという気まずさというか、経験したことがないと思いますけれども、予約するときにはそういう乗り合いがあるということは事前に言っていないです。多分、僕が予約した後に入ってきたのだと思うのですが、そうすると、自分が予約時間と目的地へ行く時間とありますよね。そうすると、その時間もずれるのです。本来、みずほ台の駅から例えば役場までだったら10分ぐらい、かかってもそうだろうと。でも、乗り合いされてしまうと、周り、どこかへ行ってしまおうので、狙った時間には着かないわけです。それが事前にわからない。ということになる

と、それはちょっと公共交通としてはどうなのと思うところがあるのです。そういった欠陥もあって、余り乗り合いというのもそもそもないかなと。あと、だから、車内での気まずさ、重い空気には余り耐えたくはないなというのがあって、乗り合いというのはそもそもだめだったのだらうなと思います。セダン型のタクシーであれば、車両であれば。

それはそれとしていいのですけれども、もう終わったことなので、これ以上改善しろと言ってもしょうがないので、ちょっと新しい路線バスのほうの再編で、6月定例会で土地開発公社の予算、決算がありました。道路拡幅とかも今検討されているのですけれども、なかなか難しい状況だなという認識をしています。数、何カ所かあると思うのですけれども、そういった、道路の拡幅なしでこれは進むのでしょうか。道路拡幅とか、あと信号とか、そういったことなしで、それでもこの路線バスの再編というのは進むのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 多分、3月の全員協議会のときにご説明したときについては、もし道路拡幅が間に合わなかった場合においても、警察等と協議をして、何とか、あと運輸局等と調整を図って運行ができればということでは考えてはいたのですけれども、先般のまちづくり懇話会ですとか等々、住民のご意見等を聞きますと、やはり道路が広がらないと怖いとか、そういったご意見なんかも、まちづくり懇話会初め、別の機会等でもお話は伺っているところではございますので、基本線としては、やはり拡幅を行った上でバスを通らせるというのが、やはり一番、安全対策も含めてベストな結論なのかなというところで考えているところです。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、今、これは公式な場ですので、答弁というのはそのまま公式見解になると思うのですけれども。いろんな、例えば第二保育所の前ですとか、あとほかにも、254から入るところ等あると思いますが、その拡幅がなければ、路線バスの再編、この計画は進まないと考えていいのですか。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えします。

今警察と協議しているのは、254のところを入るところを拡幅していきましょうという話で、その辺は進んでいて、めどのほうはちょっと道路交通課に聞かないと今のところわからないのですけれども、そちらのほうを立てているのですけれども、第二保育所のところについては鋭意進めているところではあるのですが、まだちょっと確認がとれていないので、バスの運行、ちょっとこの辺はまだ協議があれなのですけれども、明快な、ちょっと答弁ができなくて非常に苦しいところなのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、利用する側とすれば、政策推進室だろうが道路交通課だろうが、それは関係ないです、あくまで町がやることです。この場において、それは自分の担当ではないのでわからないというのは余りにも無責任な話です。要するに、町として、こういった路線バス、この路線の中で道路の安全が確認できるまでは、これは進まないと考えるのか、それとももう期限を区切って、それでも進めてしまうのか、姿勢としてはどっちなのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 現在、この路線に関しましては、住民初め、またあと関係機関等とも協議を行っております。その中でオーケーが出れば進めていくような形でございます。今言ったような二者択一でどちらかというのは、ここで明言をちょっと、については難しい状況でございます。いろんな状況があらうかと思えます。さまざま関係機関も複雑にいらっしゃいますので、警察初め運輸局ですとか、そういった協議が調べば運行を進めていくというところで町は考えているところでございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、来年4月1日から路線バスが新しくなる、再編されるというのはどういう意味なのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えします。

平成30年4月は目標という形で、当初30年4月の開始を予定しておりましたけれども、今も30年4月を目標に動いているというところでございます。それ以上でもないということです。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地ですけれども、では、30年4月1日を目標ということでは、何日までに全ての条件、課題がクリアされればというか、4月1日から始まるのか。逆をすると、いつまでにこれが決まらなければ4月1日は無理なのだというエンドラインというのはあるのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 先ほど来お話ししておりますとおり、バスを走らせるためには運輸局の許可等が必要になってまいります。そのあたりの今の現状のスケジュールリングにおけるエンドラインとしましては、年内が一つのめど、若干、1月の前半ぐらいに食い込む可能性もあるのですが、そのあたりまでにある程度話のめどをつけないと、なかなかその話というのが、4月というのは、許認可の関係もございまして、標準処理期間等の関係から難しいものと認識しております。ただ、今の段階で、この何月何日までにというような把握の仕方ではなくて、このころまでにいろいろ話がまとまって、最後は、地域公共交通会議ですとか交通審議会等もございまして、そういったご意見を聞きながら、最終的に年内をめどにある程度通せるような方向で、許可の関係については考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

許可だけではなくて、道路とか、そういうハード全てで年内ということによろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 道路の拡幅自体に関しましては、さすがに、年内に拡幅をして、もう既に工作物を、歩道などをつくってというのはなかなか難しいとは思いますが、年度内にはその工期が終われば、道路が4月1日の段階で広がっていれば問題なく運行できるものと理解しています。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

済みません、ちょっとくどくて申しわけないのですが、いろいろそういった中で、かなりスケジュールがタイトになってくるかなと思います。けれども、財政的にも、それは耐え得るだけの財政力はあるということでもいいのですか。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） 工事等に関してという形でよろしいですか。

〔「全部で」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室副室長（島田高志君） に関しては、今のところは許可をいただいて、進めてくださいというような、許可という、予算を、今、予算はついていないですが、バスを通す方向に進めていくという話で進んでいますので、財政的にも大丈夫だとは思いますが。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 関連します。

今問題になっている、例えば拡幅、歩道あるいは信号設置が、認可をもらうときに問題だろうと思われるところはどこどこですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 再三お話が出ている、国道の部分の、16号線の部分が一つネックになるかと思えます。町道幹線16号線の部分のところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ここは危険なのは、私も何回も通りますから、よくわかるのですが、信号もないと。あと、斜めだということで、錯綜することが結構ある、ここは認識していますが、ここは拡幅なのですか、それとも信号設置なのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 拡幅でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 済みません、拡幅と信号設置をあわせて考えているものと……。

○議長（抜井尚男君） 暫時休憩します。

（午前10時36分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

（午前10時37分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、1時間過ぎましたので、45分まででいいですか。

副室長、45分まででいいですか。

○政策推進室副室長（島田高志君） 45分。はい、いいです。ありがとうございます。

○議長（抜井尚男君） それでは、45分まで休憩といたします。

（午前10時37分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

（午前10時45分）

---

○議長（抜井尚男君） たしか答弁のところにとまったと思いますので、島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えいたします。

国道254号線の交差点のところの改良拡幅工事と、あと信号設置、この信号は押しボタン式の信号で考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

前回の説明があった3月17日にもちょっとお尋ねしたのですが、実際に7番線を変更することによって、場所が中ノ久保から宮前というところ、ここの線については、この7番線は運行しなくなるのです。運行しなくなる、それについて、先ほど説明を受けましたら、大体、1日24本ぐらい運行しているということで、そこが通らなくなってしまう、それをどういうふうに捉えているかというのが1点と、それから三芳団地入り口のほうからふじみ野のほうに行く場所、そこもふじみ野駅まで行っていましたが、実際に変更するために、ここは全くふじみ野のほうに通らなくなってしまうのです。実際に乗っている人は、常時数人というのはわかるのです。ただ、その数人の方がどういった影響を受けてしまうか、利用している人の、地域の人の声を聞いていくべきだというふうに私は3月17日に質問しております。その点では、三芳団地入り口のほうからふじみ野に行く、その線が廃止になることによって住民からはどういった意見を聞いているか、その2点についてお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） まず、1点目の7番線がなくなることによって通らなくなるというお話につきましては、これは3月17日、またきょうの説明の中でも再三再四ご説明をさせていただいているところでございますが、町全体の公共交通で考えたときに、今回、7番線については、藤久保地域等々に、今バスが通っていない地域にバスを通すというような形に変更を加えていくと。實際上、今言った宮前から中ノ久保のところにつきましては、実際、今のところも1番線と重複していますので、1番線の路線がありますので、そちらを利用して駅のほうに、確かに運行本数が減るところはありますけれども、町全体で考えたときに、広くバスが通る地域がふえるというところから、町はこれを進めているところでございます。

また、2点目の廃止される路線の意見は聞いたのかというところは、先月の6月にまちづくり懇話会、もちろん、これが全てというところでは考えておりませんが、まちづくり懇話会等でも町長のほうで説明をさせていただいて、ご意見等を伺って、また今後ももし、町のほうで説明に来てもらいたいとか、そう

いった自治会さんがあれば、こちらのほうからお伺いしてお話をさせていただくとか、そういった形でご意見なんかも聞いていきたいと考えておりますので、その点、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、島田副室長のほうに質問をさせていただきます。

今は同じような、前も同じことを答えているのです。声があれば説明をするのではなくて、私は、実際に24本運行が減るわけですから、それに対して町民はどう思うかという、そういう声を聞いてほしいということが1点。

それからもう一点は、ふじみ野に行く、そういった、廃止されてしまう、実際に乗る人は少ないのはわかっています。そういった方々の声を聞いてほしいと3月17日に室長に言ったときに、そういった声も聞くというふうな方向のお話があったのです。実際にこういうふうな廃止になる場所があるわけですから、それに対してどういうふうに住民が思っているのか、それに対して何をしてほしいのか、その辺についてちゃんと町は知っておくべきだと思いますから、そのことを質問しましたので、そういった影響を及ぼすと思われるところについてはちゃんと住民の声を聞いて、そういった人が出てくるのを待っているとか、こちら側から、藤久保を通しますから、こちらは便利になりますから、こちらは皆さん、我慢してくださいと、そういう説明だけではおかしいのです。実際に廃止になってしまうところについて、住民の意見をちゃんと聞く、それでかえって、先ほど室長が言いましたように、支援策があるのかどうか、そういうことも見えてくると思うのです。特にふじみ野のほうに、駅に行く、ここは廃止になってしまいますので、本当に数人ですけども、そういった意見をきちっと聞いていただきたい。もう一度、再度、3月17日にも言いましたけれども、まだされていないと思いますので、再度、もう一度副室長にお尋ねします。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えします。

私も江田と同じような答えになってしまうのですがけれども、地域の声というのはもちろん聞いていくつもりでございますし、今後ふじみ野へ行けなくなってしまうというのであれば、またほかの支援策のほうも、ちょっと高齢者が対象になってしまうのかもしれませんが、考えていきたいというふうにはうちのほうの室では考えておりますので、それをお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっと先ほどの質問で、254のほうはわかったのですが、第二保育所のところに関しては一切道路の改良等は考えていないと、現状のままととにかく発進するというか、実施するということがよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） お答えします。

今度、今月に調査に入るとい話なので、改良を考えていないわけではございません。調査に入らせていただけるとい、許可がやっと出ましたので、これから改良のほうに向けていきたいと思ひます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ここに関しては、以前から町として課題になっている部分なので、これからというのはわかるのですが、この路線変更に伴って、ここの改良というのは特には考えていないということによろしいのですか。結果的に、町の施策として、ここは拡幅するなら拡幅するというので、結果的にそれができればそれでよしとするということで、特にこの路線は、あそこがもし拡幅等、道路改良ができなかった場合でも、これは計画は進めるということによろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 済みません。これも繰り返しの答弁になってしまうのですが、こちらについても、警察ですとか関係機関と協議をして、オーケーが出れば、現況でよろしいということであればそのまま進めます。もちろん、同時並行的に、今お話がありましたとおり、ただ、町としてもここは課題だということでは考えておりますので、道路拡幅に向けて鋭意進めていくというようなところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） もう7月中旬になってしまって、あと、先ほどのお答で、12月、今年度いっぱいぐらいまでにめどを立てないと、4月がちょっと難しくなるのではないかというお話がございまして。

その中で、今のお話でも、協議して、それでオーケーであればということですが、オーケーではないか、オーケーかというのは全然今見えていないということは、いざこれで計画を進めようとしてオーケーではないよとなって、とまってしまう場合もあるわけですね、先ほど菊地議員からの質問のとおり。余りにも何か先を見通せていないかと、要するに、こちら辺は必ず指摘があるのではないかと、そういうことは全く今把握されていないと、やってみなければわからないという状態なのですか。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） そういうことではございません。

もちろん、事前にご相談ですとか、関係機関については、町のほうでの考え方なども説明して、町のほうとしてもこういった形で進めていきたいと考えている。ただ、関係機関としては、実際、申請書ですとか正式な協議といいますか、そういったものが出てこない、いいも悪いも、最終的な機関としての結論は出せない。ただ、町としてはこういった考えで進めていきたい、今課題があるのであれば、事前に課題をいただいて、その課題を町のほうとして1個ずつクリアしていくような形で進めているというようなところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっと時間も余りないので、ちゃんと答えていただきたいのは、最終的な機関としての結論は、それは申請しないと出てくるわけがない。そんなものを別に今聞いているわけではなくて、事前にやっぱり、この辺、問題になるか、ならないかぐらいはちゃんと調べておく必要があるわけですね。やってみたら、だめだったでは困るので。ですから、現在、その中で、ここの第二保育所に関しては特に問題はなさそうだと進められているのか、そこがわからないのです。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 現在、警察ですとか関係機関と協議していく中では、大き

く、先ほどの国道254のところのような形でのひっかかりといいますか、課題になるところではないという認識ではありますけれども、ただ、先ほど、先般議員さんのほうからお話があったとおり、町に関しては、課題といいますか、以前よりいろいろと課題があるところというのは認識はしておりますので、もちろん計画を立てる前に、こういった形で、そういった課題はあるよねというところはありますけれども、その課題を解決しながら計画を進めていこうというところで町としては進めているところでございます。ですので、想定できなかったのかとか、そういうことではございません。ここは狭いので、もちろん何か言われるかもしれないよねというところは、もちろん計画の中で話はあるのですけれども、それは関係機関とお話ししながら、何か安全対策をとれないかどうかとか、そういったところをご相談しながら進めているというようなところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） これで最後にしますが、山口です。

254からのところですが、ここに関しては問題ありという、関係機関の内々の意向があったのだらうなと今伺って、ここは、だって、別に出していないから、何も結論は出ていないはずですよ。先ほど押しボタンス式の信号機という話だったので、ちょっとそこもひっかかるのですか、そこをちょっと再度。

信号機に関しては、当然、警察が設置しますから、それはいいのですが、ここの拡幅にかかわる、どの程度の投資というか、初期投資の部分で、概算でいいです。そんな細かい数字を求めるわけではないのですが、どの程度というふうに見ているのですか。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） 現在交渉中ではございまして、ちょっと言えない状態でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかに。細谷議員。

○議員（細谷三男君） 先ほど、これから交通審議会、それから地域公共交通会議ですか、そちらに諮って了解が得られればみたいな話でしたけれども、その中で、審議会と交通会議の中で合意形成がならなければ、これはないということでもいいのです。それは確認します。先ほどそのように答弁されましたね。それでいいのです。それだけ確認しておきます。

○議長（抜井尚男君） 島田副室長。

○政策推進室副室長（島田高志君） 審議会の意見を尊重しますので、とれなければもちろんだめというか、ほかの手を考えさせていただきますので、過半数であるとか、そういう審議会のルールに基づいて決めるほうはとらせていただきます。

○議員（細谷三男君） わかりました。それだけ確認できれば結構です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。お世話になります。

先ほどの国道254から幹線16号に入るところの手押し信号ということで、これは本当に、歩道を渡る方は

手押しでもいいと思うのですが、実際にバスが川越街道を渡って、それから右折する場合に、例えば手押しでも、これは関係ないですよ。実際には、きちっとした信号があって初めて、ここはすごく交通が頻繁で、当然事故も多い箇所でありますので、やはりそこら辺は検討する部分ではないかなとちょっと思ったのですが、もう手押しで決定なのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長（抜井尚男君） 江田主任。

○政策推進室政策推進担当主任（江田直也君） 信号の設置につきましては、先ほどもお話があったとおり、最終的には警察の権限でつけるような形になりまして、町としてはそれに要望、要請を出していくというような形の中で、聞いているお話ですと、定周期という形になると、やはり交差点の改良が大幅な、やはり必要になってまいりますので、現況の中でやるという形になると、一つの、信号をまずはつけるという形になると、手押しの信号というような、まずといいますか、今の現況の状況において、現実的につけられる可能性があるというのは手押しという形になりますので、それを警察のほうに要望、要請をしていくというような形でございます。確かに今言った、ご意見はもちろん聞いているのですけれども。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、（１）番については閉じさせていただきます。

暫時休憩します。

（午前 11 時 00 分）

---

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

（午前 11 時 02 分）

---

### ◎第 2 保育所民営化について

○議長（抜井尚男君） 続きまして、協議事項の 2 番でございます。第 2 保育所民営化について。

こちらは、最初の説明は、山崎こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 着座で失礼いたします。

本日は、第二保育所の民営化について、現在の進捗状況を報告させていただきます。5月16日において、ガイドラインの素案をお示しし、担当課としての考えを説明させていただきました。その後の取り組みについて、素案に対しましてのアンケートを5月22日から6月9日まで、保護者説明会を6月3日に実施いたしました。内容を取りまとめ、保護者宛て通知を6月30日に行いました。アンケート、説明会で聴取した意見をまとめたものです。取り入れた改定のガイドラインの発表を行い、それに基づく説明会を7月3日、4日、5日の3日間実施させていただきました。以上が本日までの経緯となっております。

内容につきましては、詳しくは保育担当の平野よりご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（抜井尚男君） 平野保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） おはようございます。保育担当の平野でございます。

本日、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。まずは、平成29年05から29年06実施、保護者アンケート集計ということで、左に1カ所とめてあるもの、また6月30日付の文書として、第二保育所保護者各位ということで、民営化のガイドライン（案）についてという資料をお示ししております。漏れのほうはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、まず初めに、先ほど課長から説明申し上げたとおり、アンケートを実施いたしました。その中のアンケートの集計結果、全てこちらをご説明すると非常に時間がかかりますので、ピンポイントで、あと考え方としてはこういう形で行ったというところをご説明差し上げたいと思います。

まず、アンケートの集計につきましては、実際、総数が21通、アンケートをいただきました。1番、何歳児クラスですかというところについては、24というふうになっておりますが、これは兄弟児がいらっしゃる方が複数回答しているためでございます。

また、民営化に対してご心配な点、ご不安な点は次のうちどれですかということで、順位づけを、1番、2番、3番ということでお伺いしながら、全回答の集計もかけたところでございます。やはり、一番多い回答というのは、保育の方針、内容がどうなるのかというところが一番の選択肢なのですけれども、その回答数がやはり一番多かった。また、順位として1位で多かったのは、保育士が入れかわることについてのお子さんたちへの影響というような形で回答が多く寄せられたところでございます。またあわせて、実際、民営化後の経済的な負担のところを懸念されるお声も多かったというところでございます。

実際のところ、選択肢を選んでいただいた上で具体的な内容をご回答いただいております。こちら、アンケートの集計をめぐっていただきますと、ちょっと横使いになって申しわけないのですが、別紙1ということで、選択肢別の具体的な内容ということで、選択肢番号ごとに書いてございます。実際、アンケート実施から集計結果を公表するまで、保護者の方にお知らせするまでに時間が若干かかったのは、私どものこども支援課のほうの考え方といたしましては、いただいたご意見に対して、町のほうの考え方をきちんとお示した上でこの集計を返すというところがございました。その意見の部分、町の考え方の部分、そういうところで若干、ちょっとお時間をいただいたというところが実情でございます。多い項目、非常に多くございますので、ピックアップという形になりますけれども、町のほうの考え方の基本といたしましては、実際、例えば保育方針、保育内容の部分につきましては、国の保育指針があるということも鑑み、また民営化後の保育園の自主性というところも考えますと、なかなかガイドラインの部分でこういう内容の保育をという、保育内容、保育理念というのでしょうか、そこまでは縛れないなというところの基本線で回答をさせていただいております。

あと、選択肢の番号から、2、3、3が2つになって申しわけないのですが、そういう形でいろいろありますけれども、実際のところ、例えば先ほど申し上げた、一番多かった保育士の入れかわりの部分、そういうところは町の考え方としては、正規職員というのは民営化後、異動しますけれども、臨時職員の方が引き続き働けるようなとか、絶対のお約束という形ではないのですけれども、今、現状、町のほうとしてはこういうふう考えているよというところをお返したという形であります。

また、それがずっと続きまして、実際のところ、1番の選択肢番号はちょっと後でご確認いただく形になるかと思いますが、ガイドラインに記載すべきことなのか、それとも公募要領のほう等で、あと3者協議会とかでお話をする内容なのかというのを少し整理整頓をしながらお答えをしているというのが実情で

ございます。

続きまして、ちょっと飛んで申しわけないのですが、今度、民営化に希望されることというのがありますかという設問も設けさせていただいております。そちらが、詳細については自由意見としていただいておりますので、別紙の2というところでまとめてございますけれども、さまざまなご要望がございました。今、現行の公立保育所の遊びを通じながらのお子さんたちの健全な育成というような部分プラスアルファみたいなところをご希望される親御さんもいらっしゃる、今の現状のままでというふうなご希望の親御さんもいらっしゃる、そういう形で、ただ、実際、スムーズに移行してもらいたいというような形のご意見が多かったというふうにこちらのほうとしては解釈をしております。あと、公立第二保育所ならではの、例えば駐車スペースの確保ですとか、そういう部分についてもご意見をいただいております。

それで、設問の今度、最後にガイドラインの素案に対するご意見という形で、今度は別紙3のほうにまとめてございます。こちらにつきましては、特定名称とかも出ていましたけれども、実際のところ、引き継ぎの保育の部分のお話ですとか、あと行事、そちらのほうの変更が大幅にあるのではないかとのご不安、そういうところについては記載をしたほうがいいのではないかと、そういう部分、あと保護者の方への情報開示の部分がこれからきちんとやるようにというようなご意見等々をいただいております。

こちら、今駆け足でご説明して申しわけないのですが、そういう形で、町の考え方を示した上で保護者の方に開いている状況でございます。この資料の中に一番最後に入れてある説明会の発言要旨につきましては、非常に膨大な量になり、膨大までいきませんけれども、長くなりますので、後でお目通しいただければと思います。基本的には、タイムスケジュールのお話ですとか、あとどういう形で公募、選定を行っていく予定なのかとか、そういうところ、あと給食に対するガイドラインのお話等々、最後のほうになりますと、説明者に対する、ちょっと不満とかをいただいておりますが、極力ご発言の要旨を損なわない範囲で、ただ、特定の方のご意見というか、個人的な部分というのは少し省かせていただいた状態で要旨として、こちらで保護者の方にお配りをしている状況でございます。

まず、初めの1個目の資料については以上でございます。

今回のもう一つの報告事項として、このアンケート集計結果、また説明会の中でいただいたご意見、ご質問等をガイドラインの素案から案として保護者の方にお示しをいたしました。こちらは、お配りしたときの文章でございます。6月30日付で、ガイドライン（案）についてということで、おめくりいただきますと、ガイドラインの案ということで、ちょっとマーカー部分が入っている形になっております。こちらはなぜマーカーが入っておるかといいますと、素案の段階から変更、修正、加筆をしたところをマーカーで示したものでございます。

これから先、ご説明いたしますが、保護者の方にご案内するに当たって、このマーカー部分がどういう理由で加筆修正を行ったのかということもあわせて、この資料の一番最後の紙になります、別添資料という形でお示しをした上で、これはお配りいたしました。お手元の資料については、保護者の方にお配りした資料と同じ順で並んでおります。

基本的に、変更点について、主な変更点についてかいつまんでご説明をいたします。ガイドライン（案）につきましては、素案の段階からの大きな変更点といたしましては、趣旨という形で1番が入った。どういう考え方に基づいてというところをまず1つうたと、やはり保護者の方というか、町がこのガイドライ

ンに沿ってきちんとやっていくということを明文化して、お約束事なのですよというところを1個、1番の最後になりますけれども、約束事として位置づけます。このガイドラインに位置づけをきちんと明確化することを趣旨としてうたわせていただいております。

また、運営主体の部分につきましては、4番になりますけれども、運営主体の部分につきましては、先日のご説明の中でも申し上げましたけれども、選定の過程において実地確認等をやりたいということをお話いたしました。その部分において、エリアについては、まだ詳細な部分については、公募要領等で開く予定でございますが、所在を限定するのだよというところを一文入れさせていただきます。

また、6番、事業者の選定につきましては、ご意見の中でも、公開によってやってもらえないかと、公開するのですよねというご意見を多くいただいております。その部分を明文化することによって、これは約束事として原則公開で実施をいたしますというところをつけております。

おめくりいただきまして、選定基準の部分につきましては、1つふえた形になっております。7番の選定基準です。やはり、お子さんの安全を最優先にするということ、それが第一であって、事故防止、安全管理というところを1つ基準として、1個入れ込んだというところがございます。

また、8の町が指定する条件につきましては、まず変更となったのは、一番上に、以下の条件を満たすことを最低基準だけれども、これを上回る提案を妨げるものではないということを書いておいて、これが最低ですということをお話させていただきます。

運営について、前回までは開所時間が12時間以上であることという形の明記をさせていただいたのですが、これではわかりにくい、また土曜日を閉めてしまったらどうするのだというご意見も多くいただきました。なので、現行の開所日、開所時間を必ず堅持することとしましたけれども、必ず守ることという形で詳細な表記にさせていただきました。

また、職員についての部分につきましては、主任保育士の勤務要件を足し込んだということ、それとあわせて、バランスのとれた職員配置ということで、実際、安定的提供が可能であることということも足らせていただいている。また、保育士の質の向上ということも大事な部分でございます。そこで、研修の実施というところが指定をさせていただいた追加の条件でございます。

また、次に、給食についてというところは、まるで、全く抜けていて、前日のご説明のときも給食等は入るかもしれないというお話は差し上げたかと思いますが、そちらのほうは、やはり自園調理の部分、あとアレルギー対応、また食育の部分について、3点、こちらのほうを給食についてということで追加をさせていただきます。

次のページになります。引き継ぎです。その部分は、3者協議会の部分で、3者協議会というのはどういうものをやるのかということのご説明が不足していたということで、その部分、マーカー部分でございますが、3者協議会の職務というか、そういう内容を書かせていただきました。

引き継ぎ保育の実施のところにつきましては、3者協議会の中で、その期間については協議して決定していきますとなっているのですけれども、内容が漏れていたというか、期間だけではなくて、内容についても、保護者の方と町、事業者でお話をしながら決めていく内容であろうということで、内容というのを追加させていただきます。

あと、11、12、町の進行管理、役割については、11番のほうで先ほどのアンケートの形を受けて、意見の

聴取ができるような情報開示をきちんとやるというようなところを明文化させていただいております。また、役割につきましては、3者協議会の部分で、こちら、3者協議会は当分の間継続しますというところで言い切ってしまったのですけれども、町の関与の仕方というのがどういう形になるのかというところを明文化させていただいております。

また、追加といたしまして、園長、所長会議の定期的な開催ということで、今、現行も民間園の園長、また公立保育所長と関係者が集まりまして、園長、所長会議というものを設けております。そちらのほうの有効的な活用、また民営化後の園がそちらのほうへ参加をするというところを明文化しながら、町保育サービス全体の維持向上ということでこの民営化はなされるのだということをやっと表現したところでございます。

今、駆け足になって申しわけないのですが、ご報告を差し上げたいというところで、アンケートの集計、またガイドライン案については以上になりますので、何かご質問等があれば、まず、ここでご説明は一度切らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） それでは、こども支援課からの説明でございました。

これに対しまして、皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。よろしく申し上げます。

民営化選定委員会というのはもう決まったのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 選定委員会を開催することは、日程的なことはまだ決まっておりませんが、まずはガイドラインの確定のほうをしっかりとしまして、その後進めていきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしますと、メンバーはもう決まっていらっしゃる、まだこれからということなんでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 学識経験者の方についてはある程度お声かけをさせていただいておりますけれども、保護者代表の方についてはこれから公募をかける予定でございます。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしますと、このスケジュールという、6月3日に保護者説明会で多分説明されている、この中でスケジュールが書いてあるのですけれども、7月中旬に公募ですか、保育所の公募を開始して、9月、11月には選定作業に入る、11月から12月の半ばに関して、事業者の決定をしていくというような、目鼻をつけたいというふうにこちらに書いてあるのですけれども、そういうふうになっていると思うのですけれども、これはちょっと、もう今、7月中旬ということになっているのですけれども、その辺に関しては、このスケジュールというのはどのように管理されていくのかについてお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、スケジュールについては今おくれが生じているという状況でございます。ただし、ガイドライン、こちらが一番基本的な、基礎となる事項でございます。こちらのほうを時間をかけさせていただいて、きちんと決めることで、ガイドラインの案が、ガイドラインとしてきちんと機能するという形で決まった段階で、また改めてそこからスケジュールを立てていくというような流れで考えております。実際のところ、駆け足で、急いでやり過ぎていいことというのは一つもなく、時間をかけてゆっくり説明をさせていただく。ただし、認可の保育所の部分で認可期限というのがございます。その部分のお尻と相談をしながら考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、まずガイドラインを、きちとしたものを、安心できるものを策定されて、そこに沿った形で公募をかけていくという今お話だったと思うのです。そうすると、公募期間も少しずつずれて、そのほかにも、スケジュールもだんだんずれていかれるのかと思うのですけれども、それはまた後でスケジュールも出していきたいというふうに思うのですけれども、とりあえずはガイドラインをきちと作成してから公募をかける、その他のことをやっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 議員さんのおっしゃるとおり、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

アンケートのところの別表3の最初のページ、一番最後なのですが、参加者から自由意見として、1回のみの開催で出席できませんでした、数回開催すべきだったと思いますとあります。それに対して、町の考え方が、1回のみの説明開催となり、参加いただけず申しわけありません。今回のアンケートのように、参加いただけなかった方のご意見についても反映できるように進めてまいります。アンケートのようにということは、アンケートを数回とることなのか、別途何か、意見を求める機会なんかを別に設けるのか、さっぱりわからないと。きちと数回、アンケートをこれからも続けるのか、窓口を定めてというのが、全然、その辺がわからないので、ここは絶対にどうするのかは明記すべきだと思いますので、これは意見として聞いてください。

それともう一つ、このガイドラインのところなのですが、8の町が指定する条件で、給食についてとありますよね。今回、これが全く新しく追加されたということで、食物アレルギー等に配慮した給食を提供すること、これは非常にやっていただきたいことなのですが、実は落とし穴がちょっとあって、給食はもちろん皆さん気をつけるのですね、保育士さんも。ところが、おやつというのが以外に危ないのです。別にこれは給食だけに限らず、おやつに関しても絶対にアレルギーのことは注意するようにぜひ入れていただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） おやつのことについても追加させていただきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

これは、先ほど21人より回答ということがありました。これは、全部で回答率というのは何%ぐらいなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

実際、今第2保育所のほうでお預かりしているお子様たちというのは、定員数が90でございますので、近いのですけれども、保護者が、世帯数という形で考えますと、済みません、詳細な数字はこちらにないのですが、私の今把握している数字で申しわけないのですけれども、おおよそ75から78ぐらいの間だったかと思えます。なので、4分の1を若干上回るぐらいの回答をいただいているという形で考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） わかりました。大体75から80%ぐらいということで、回収率ですけれども。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 申しわけございません。お答えします。

回収率につきましては、おおむね25%程度ということで考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、75%から80%ぐらいだったら、本当にあとほんの少しの回答が来ていないという部分なので、いいのかなと思ったのですけれども、実際21名ということで、私は半分以下だなというふうに思って質問したのですけれども、25%ということは、これはどういったことでこんな回答率が低いのですか。その辺はどう捉えているのですか。全員のほうに回答を求めたいというふうな、そういったことでやるべきだと思いますが、その辺の低さについてはどう思われるのか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） まず、回収率がなぜこんなに低いのかという、担当としての考え方というか、こうではないかなというところを申し上げます。

まず、回答の集計を見ていただきますと、ゼロ歳のお子さんの回答数が1という形、こちらは、第二保育所の民営化に関しましては、民営化の予定であるということをごきちんとお伝えをした上で、ことしの入所の利用調整をかけさせていただいております。ですので、こういう民営化のお話が全く在籍中に承知をされていなかったという状況ではない方というのが、ことし、今年度入所された方、転園された方というのには、全ての方にご説明をしているために、まず1つ、回答率が少ないのかというふうに考えております。

また、ガイドラインの素案、アンケート集計というところ以外の部分でも、実際のところ、説明会等にもご参加、14名の方でしたけれども、この14名の方がアンケートを書かれたかどうかというのは、記名式では行っていないのですね、このアンケートについては。ですので、自由な意見をいただきたいということで記名式にはしてなかったのですけれども、そういう部分で回収率の低さというのはございますが、ご意見が

ある方、何か、ガイドラインに対して、また町に対してこういうことは言っておきたいという方のご意見と  
いうのはいただけたのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際に、町がどんどん進めていって、私も一般質問でそのときの、これは住民からの  
民営化の要望なのかと聞いたら、こども支援課長はそうではありませんと言っています。本当にこれは、  
ですから、実際には民営化と公立化でどういうふうに違うとか、具体的なことも説明も、公立とはどうい  
うものなのか、そういったものがなされていないから、そういったところの関心も薄いと思うのです。そう  
いった説明が全くされていないのではないかと思います、民営化と公立の違いということ。

それで、今まで公立が、私は何回も言っていますけれども、多くの人に親しまれてきたのですよね、利用  
されて。それは、公立の保育所では変えてほしいと、そういった要望というのは実際はないのですけれども、  
実際にそういった不満という、そういう大きな不満ということについて、公立の保育所についてのそういった  
大きな不満というのは聞いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 不満というよりは、今現在、第二保育所、第三保育所、うちのほうで運  
営させていただいておりますけれども、保育内容についての不満等はありませんけれども、お聞きはしてお  
りませんが、それ以外に、民間保育園であればこうなのにとのご意見もいただいております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 住民のアンケートの中の選択肢番号の1番のところ、具体的内容、その内容  
については1ページ目なのですが、町の考え方というのがあります、1番の一番最初と2番目のと  
ころに町の考え方がありますけれども、民営化後の3者協議会の中で協議したいと考えていますという答え  
があります。それから、2番目には、民営化後の運営に関し問題が生じた場合には、町も関与し、その解決  
を図りますと回答しています。こういったところは、どういった、具体的にどういふような解決をしていく  
のか、その辺はきちっと考えてこういった回答をしていると思いますけれども、こういった問題が生じた場  
合に、その問題に対して町はきちっと解決を図りますと書いてありますけれども、それについては責任を持  
って解決できるというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 民営化をすることによってさまざまな問題が出てくる可能性があります  
ので、このガイドラインでしっかりと町も関与して、解決に向けて責任を持って取り組んでいくというこ  
とを示させていただいております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、ガイドラインのほうにも黒く線を引いたところで直したところがあり  
ます。諸条件の履行確認ということで、町は、民営化後の保育所に対し、保育内容等の移管条件が履行され  
ているか随時確認を行い、必要な改善、指導を行いますと、確かにそのように書いてあります。そういった、  
それで、こちらの町の考え方の回答は、解決を図りますと書いてあります。実際に問題があったときに、本  
当にそれが解決できるかどうか、その辺、記してあるわけですから、それは解決できるというふうに捉えて

いるのですけれども、ガイドラインのほうは必要な改善、指導を行いますですよ。改善、指導をしますということで、それが改善されるかどうか、そこまで町の責任としてきちっとできるのかどうか、もしあれでしたら、町の責任でそういうことを改善させますとか、そういうふうになると思うのです。アンケートのほうでは解決を図りますとありますので、ガイドラインも改善、指導しますでは、指導ただけで終わってしまうかもしれませんよね。それを、きちっと町の責任でそういったことを改善するというような、そこまでいかなければ不安だと思うのです。その辺についてはいかがですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

ご心配な点はおっしゃるとおりかなと思いますけれども、町のほうの、まずこれからの責務のところ、指導監督を行いますというところの表現につきましては、町は認可権限という形で、埼玉県が認可保育所の認可権限を持っております。認可の権限に基づく監査というのは、町が権限を持っていない状況でございます。ですので、この表現にとどまらざるを得ないというのが、まずご理解いただきたいと思います。

あと、こちらの解決を図りますというところも、3者協議会、問題が生じてみないと、問題の大きな、小さいというのはあるかと思えますけれども、やはり保護者と事業者、あと町、本来であれば保護者と事業者の間で解決すべき内容かもしれませんが、民営化の関係で入った場合に、町というのとは3者協議会の中の話し合い、仲介、あとそういう調整みたいな形でかかわっていきながら解決を図っていくというような表現で、私どもとしては考え方として示させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 何回も言いますが、公立は本当に子供たちの育成のことを考えた、本当に、だからこそ今までずっと続いてきたものでありますから、その根本が本当にすごく大事だと思います。そういった面で、幾ら民間でそういうふうな、公立と同じようにやりますとか質をよくしますといっても、実際には、問題が起きたときに解決を図りますとか、それから指導します、改善します、そういうので終わってしまうのです。実際に町の責務としてそこまでするのだったら、町が責任を持ってそういうことは対処しますというふうな、そこまで書けないと本当に不安だと思うのです。ぜひ、そういった町の責務をきちっと入れていただきたい。

それから、ガイドラインのほうの職員についてというところで、職員について、正規、非正規の別というところがありますけれども、これも正規の保育士が多いということで、やはり継続してやっていくことができますので、安定していくことがあるわけです。それが質の向上になるわけです。その辺も、この文書だと、どれくらいの正規保育士を配置するのか、そういうことも全くわかりません。これも業者のほうの、ある面では言われたような配置になってしまうかと思えますけれども、正規職員の割合を高くするという、そういった考えでいくべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 議員さんのおっしゃることもよくわかりますけれども、正規の職員の割合について、どの程度が、多いほうがもちろんいいわけなのですが、それについてまた、運営主体の事業者によってはいろいろ事情とかがあると思えますけれども、保育の水準をしっかり保っていただき、な

お、さらにいいものを、保育サービスをしていただく上で、その割合についてはしっかりと選定の過程の中でやっていきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 正規の保育士のほうが、給料というか、そういうものは安定しているわけですよ。まだまだ安いですが、非正規ですと本当に安い、もっと安い、安定が難しいわけです。ですから、みんな、保育につきたい人は、正規の保育士で安定した、そういった生活のできる、そういったところを目指しているのです。それが保育の質にも、向上するわけでありますので、ぜひ、先ほど今後のことも中に踏まえていくとおっしゃっていただきましたので、質のいい保育をするためにも、ぜひそこは選定の中でも、そういった高い位置に正規の保育士を置くように、そういったことを進めて、町としてはそういう考えであるということをごきちとさせていただきたいと思いますが、その辺についてもう一度お伺いします。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） そのように、選考過程の中でそれを踏まえながらやっていきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

スケジュールについてお尋ねいたします。先ほど増田議員の質問の中で、お答えで、認可期限のお尻があるからということをお答えになりましたけれども、実際、期限、いつなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

埼玉県への認可の申請の、事前申請の期限といたしまして今考えておるのは、平成30年、来年の2月が一つの目安、その期限という形になっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そういたしますと、スケジュール、ちょっとおくれが出ているということですが、事業者の選定はいつぐらいまでにしなければいけないということなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

事業者選定につきましては、30年の2月までにはきちんと決めておかないといけないということで考えております。選定の関係では、はしょれる分ははしょりますけれども、時間をかけるべきところは時間をかけるというような考え方で、スケジュールはこれから立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

もちろん、時間をかけてしっかり選定していただきたいのですが、今後またさらにおくれが出て、間に合わないようなことも可能性としてはないではないというわけで、スケジュールありきで進めていくべ

きではないと、やはり子供たちのことを考えて、保育の質ということを考えて、なるべく、なるべくというか、しっかり事業者は選定していただきたいのですけれども、今後おくれた場合は、来年、30年の4月から新たな体制でという、それがずれ込むようなこともあり得るのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 民営化移行につきましては、31年4月ということで考えております。ですので、30年度をかけて引き継ぎ等々、移行ということで考えておりますので、実際のところ、今、現状のスケジュールリングでは31年4月の民営化、移管という形の部分については変更はございません。以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

この民営化につきましては、当然、保護者の方々はそうなのですけれども、これまで長年、公立ということでやってきて、住民の皆さんもかなり心配されている部分があります。このガイドラインにつきましては、保護者だけではなく、町民の方々からの意見を聞くような、例えばパブコメであるとか、そういう場を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

パブリックコメントについては、今は考えておりません。ただ、ちょっと、案の段階ではまだ公開ができていませんけれども、素案につきましては、考え方とともにホームページで公開をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ホームページを見られる方というのはそんなに多くないと思いますので、今後、住民の皆さんにお知らせするとか意見を聞くとか、ガイドラインだけではなくて、民営化の過程において、そのようなことも住民の皆さんから声があれば、それも考えていくというような、前もそんなような、ちょっとお答えがあったと思うのですが、改めてお聞きいたします。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 私もこの間、まちづくり懇話会のほうに出席させていただいたときに同じようなご質問をいただきました。そのときに、私の回答としましては、住民の方のご意見も聞きたいので、ぜひお聞かせくださいということで、ホームページを見ながらとかお電話でも結構ですということでお伝えしてあります。

今後の流れについて、しっかりと決まったことについてはお知らせして、住民の方のご理解をいただきながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 先ほどちょっとお聞きするのを忘れてしまったのですけれども、7月3日、4日、

5日ということで3日間、説明会を開かれたと思うのですけれども、これに出席された方の人数とどういったご意見が出たのかについてお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 7月3、4、5、3日間、第2保育所のほうで行いましたが、残念ながら参加された方というのは1名いらっしゃいました。それで、ただ、参加された方につきましてのご意見については、確認事項ということで、ガイドラインへのご意見というよりも、こういうことでよねということで、アンケート等でご回答いただいた方だったようなのですが、そこの部分の確認、また担当のほうの考え方の確認ということでいらっしゃったと、おおむね10分から15分ぐらいで終了という形になりました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

皆さんへの周知というのは、お手紙を皆さんへお配りしたというような形なのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 通常のお便りと同じように、世帯に対して1通になりますけれども、3つ折りにして、連絡用のポケットに入れてお持ち帰りいただくというような形で周知を行わせていただきました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 最後なのですけれども、土地についての考え方というのは町のほうではもう決まられたのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） 第二保育所の土地、建物の扱いにつきまして、当町の重要政策会議のほうに担当課よりかけさせていただきました。その中でどのような扱いをしていけばよいのかということで、一応結論としていただいたのですけれども、土地については無償貸与、建物については無償譲渡ということで確認させて、決定をいただいたところです。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしますと、それに沿った形でこのガイドラインをつくっていくというような形になっていくということでよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（山崎俊江君） ガイドラインではなくて、公募要項の中に盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、2番を閉じさせていただきます。

暫時休憩します。

(午前 11 時 47 分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午前 11 時 47 分)

---

◎報告事項

○議長（抜井尚男君） 続きまして、4番の報告事項に移ります。

まず最初に、総務常任委員会、お願いします。

○総務常任委員長（細谷三男君） それでは、総務常任委員会のほうから報告をいたします。

昨年も実施をしたのですが、今年度も議場からの地震の発生による避難訓練ということで行いたいというふうに思います。お手元に3番のやつがあると思いますけれども、議長、副議長がかわられましたので、その分だけ氏名の欄が変わっております。それ以外の役柄については、これまでと同様でございます。

実施の予定日が、9月の定例会の初日に行いたいということで予定をさせていただきたいと思います。

なお、きょう、予行、9月の初日が実施なのですが、8月の協議会のときに予行するというので、多分、問題なくスムーズにいくと思いますけれども、一度やっておければということで、次回予定をさせていただきたいと思います。16だったかな……

○議長（抜井尚男君） 8月の全協ですか。

○総務常任委員長（細谷三男君） そうです。

○議長（抜井尚男君） この後、お諮りします。日にちはまだ。

○総務常任委員長（細谷三男君） 以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 総務常任委員会から報告がございましたけれども、何かご質問はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、次へ行きます。

続きまして、議会運営委員会、お願いいたします。

○議会運営委員長（小松伸介君） 小松です。議会運営委員会から3点ほど報告をさせていただきます。

まず1点目、皆様のお手元に配付をさせていただきましたとおり、平成28年度の決算資料の請求についてということで、提出期限を7月21日の金曜日とさせていただきました。各会派、取りまとめていただきまして、事務局のほうに提出をお願いいたします。10日間という、ちょっとタイトなスケジュールなのですが、各会派、まとめていただきまして、事務局のほうに報告をお願いしたいと思います。

また、昨年度分の内容につきましては、資料という形で後ろにつけさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。それは、正副委員長のほうでまとめさせていただきまして、決算資料の請求をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目なのですが、3点、ちょっとまとめて言わせていただきます。9月定例会では夜間議会を開催させていただきということで、先日の議会運営委員会の中でお諮りしたところ、例年どおり行くと

ということで一応させていただきましたので、ことしも、今年度も9月定例会の夜間議会を開催するという  
ことでご報告をさせていただきます。内容につきましては、恐らく、まだ詳細は決まっていますが、一般質  
問を例年どおりやらせていただくような格好になろうかというふうに思います。

続きまして、3点目なのですが、今、議会運営委員会の中で政務活動費の使途基準を見直しさせていた  
だいております。ちょっと詳細についてはまだ決定事項ではありませんので、きょう、その内容については触  
れさせていただきませんが、今後、きょうまでに各委員さんから基準、ガイドラインを提出いただき  
まして、次回の18日に委員会を持ちまして、そこで使途基準の範囲を決めさせていただきたいというふう  
に思います。また、事務機器等に関しては、今まで何でもいいという形ではなっていましたが、今回、内容を、  
機器を決めさせていただこうかなというふうな形で進めております。

私のほうからは、議会運営委員会からは以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会運営委員会から報告がございました。

何かご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、次へ行きます。

続きまして、政策検討会議、井田座長、お願いいたします。

○政策検討会議座長（井田和宏君） 井田です。政策検討会議についてご報告いたします。

これまで政策検討会議については、3回開催をさせていただきました。まず第1回目は5月30日に行っ  
たのですが、この日には、今後のスケジュールの確認ということで、ふれあい座談会で出た意見を参考に、各  
委員会、2つまで政策提言の内容、テーマ等を考えてきてほしいということを伝えました。

それをもとに、第2回が6月22日に開きまして、この日は法政大学の廣瀬先生にもお越しをいただいて、  
アドバイスをいただきました。この日には、各委員会より上がってきた政策検討課題のテーマについて、そ  
れぞれの委員長さんからプレゼンテーションを行っていただきました。

内容については、細かく、簡単に申し上げますと、総務常任委員会が公共交通について、厚生文教常任委  
員会が、学校応援団の環境整備について、もう一つが将来的に学校区の見直しについて。議会運営委員会が、  
議員報酬、議員定数及び政務活動費の包括的な見直しの検討について、2つ目が、交通弱者の救済、高齢者  
の免許返納促進及び廃止された地域福祉バス利用料助成にかわる等の福祉政策の観点も含めた新公共交通シ  
ステムの検討について。広報広聴常任委員会が、地域の特徴を生かした観光資源の整備について、もう一つ  
が持続可能な公共交通のあり方についてということで、それぞれの委員会からテーマを上げていただきまし  
た。

この日はプレゼンのみに終わって、決まりませんでしたので、7月3日の第3回の政策検討会議について、  
今後、どのテーマについて政策提言を行っていくのかについて協議をいたしました。やはり、一番苦労した  
のが、やっぱり7つのテーマから1つに絞るという作業でございまして、何をもとにどういったことを考え  
て絞ったらいいいのかということも協議いたしまして、1つ基準をつくったらどうかということで、基準をつ  
くらせていただきました。基準となるものが6項目挙がったのですが、実現可能なものであるかどうか、  
予算や時間が余りかからないものであるかどうか、執行部と対立しないものであるかどうか、また少し  
の修正で福祉の向上につながるものかどうか、落としどころや課題点が見えやすいもの、最後は活発な議論

がしやすいよう、町民の興味が湧くものという視点の中でテーマを決めさせていただきました。

その結果として、テーマが決まりました。内容といたしましては、地域の特徴を生かした観光資源の整備というテーマに決まりました。テーマが第3回の政策検討会議で決まりましたので、今後は必要に応じた町民との意見交換であるとか、あとは政策サポーターの募集等についても第4回以降の政策検討会議の中で検討していき、当初は年度末に提言を行おうということであったのですが、なかなか時間の制約もありますので、その辺は余り縛られずに考えていきたいということの認識で会議のほうは進んでおります。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 政策検討会議から報告でございました。

何かご質問はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、以上3件の報告事項ですが、ほかに何か報告事項のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎その他

○議長（抜井尚男君） それでは、5番、その他に移らせていただきます。

それでは、最初に私のほうから。まず、1番目ですが、9月の定例会において決算特別委員会を設置させていただきたいというふうに思っております。そこで、決算特別委員会の委員長並びに副委員長をここで決めたいというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、全員で行います、組織します決算特別委員会の委員長並びに副委員長を決めていきたいと思えます。

自薦を先にお伺いして、他薦をお伺いして決めていきたいと思えますけれども、よろしいですか。

それでは、まず委員長、9月定例会における決算特別委員会の委員長をやられる方、いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、他薦、どなたかご推薦、ご推挙いただけますでしょうか。いらっしゃらないですか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 菊地議員を推薦します。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員を推薦しますということですが、ほかにいらっしゃいますか。よろしいですか。

自薦がいらっしゃらず、推薦ということで、菊地議員ということですが、菊地議員が、今1名だけ推薦されております。ほかになければ決定をさせていただきたいと思えますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、決算特別委員会の委員長として、9月定例会の、菊地議員を委員長と決

めさせていただきます。

続きまして、副委員長、まず自薦から。ぜひ、菊地委員長のもと、副委員長をやりたいという方、いらっ  
しゃいましたら。いかがですか。いらっしゃらないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） では、自薦はいらっしゃらないようですので、同じく他薦で、どなたか推薦を、副  
委員長さん。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

自薦をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 自薦ですか。ご自身で。はい、わかりました。

それでは、細田議員がぜひ副委員長をやってみたいということでおっしゃっておりますが、ほかに自薦が  
いらっしゃらなければ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、菊地委員長、細田副委員長にお願いできればと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

それでは、続きまして、2番目、皆さんのお手元に林町長から三芳町有志職員による自転車活用推進アピ  
ールサイクリングについてということで文書が届いております。これは、小松議会運営委員長のもとには話  
が多分いっているかと思うのですが、一般質問の内容から、ぜひということでお誘いというか、ございまし  
た。皆さんのところに資料があると思いますけれども、事務局のほうで議員の皆さんの参加、不参加を把握  
いたしますので、参加、不参加の旨を事務局のほうにお伝えをいただければというふうに思います。

これは、日にちは、事務局、いつごろまでがいいですか。あしたぐらいまでに、では事務局のほうに出欠  
の、内容は大体、皆さん、おわかりになりますか。自転車の駅を、町内を回るという、自転車活用推進アピ  
ールをするらしいということで。では、あしたまでということで、ぜひ参加、不参加の内容を事務局にお願  
いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

このアピールサイクリングについてという文書の中で、オリジナルのサイクルジャージも作成しますので  
と記されていますけれども、これは個人負担ならばいいのですけれども、その辺について、どういうことな  
のか、もしわかればお願いします。

○議長（抜井尚男君） 正確に確認はしていませんけれども、当然、これは個人が持つジャージですので、  
個人で負担するものというふうに思います。ですから、議員の方でも同じジャージが欲しいという方は、希  
望すれば、事務局。

○事務局長（齊藤隆男君） 事務局から申し上げます。

個人負担なのですけれども、ただ、今回につきましては、作成まで1カ月を要するというようなので、実  
質的には作成は間に合いませんので、皆さんがもし参加していただけるのであれば、皆さん、自由な服装で  
ということになります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） というような内容でございます。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、出欠の返事を事務局のほうに、皆さん、お願いいたします。

続きまして、9月の定例会の予定でございます。現段階での予定は、開会を8月28日にする予定でございます。ただ、これは変わる可能性もございますので、お含みおきをいただきたいと思います。

そうなりますと、一般質問の通告の日時は8月16日、17日の2日間というふうになります。ちなみに、8月21日が議会運営委員会になるかと思っております。これが現段階での予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、8月の全員協議会について、皆さんにお諮りをちょっとしたいと思います。定例の第3火曜日の開催ということになりますと、8月15日、いわゆる、皆さん、お盆になるかと思うのですが、皆さんのほうでぜひそのまま15日にやりたいということであれば15日に開催をいたしますが、お盆ということもありますので、当然のことながら、それを優先的という意味では決してございませんが、職員もお盆はお休みの方も、希望される方も結構いらっしゃると思います。そのようなことを踏まえて、皆さんのほうでよければ、8月17日、木曜日になりますけれども、に変更しようかというふうにも考えております。皆さんからご意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。ぜひ15日に、お盆中にやっていただきたいという方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですね。

それでは、17日、木曜日でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、今回の全員協議会は、8月17日、木曜日、この場所で同時刻、9時30分からということではよろしくをお願いいたします。

私からはその他については以上でございますが、ほかに皆さんのほうから何か、その他でございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局からはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局にお返しします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしくをお願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は、全員協議会ということで、早朝よりご出席をいただきましてありがとうございます。

本当に暑い日が続いておりますし、これからまだまだ暑い日が続くと思いますので、お体には十分ご留意をされて、議会活動、議員活動、そして委員会活動等に臨んでいただきたいと思います。本日はありがとう

ございました。

(午後 零時05分)